

総務大臣
林芳正殿

統計委員会委員長
津谷典子

諮問第204号の答申
経済産業省生産動態統計調査の変更について

本委員会は、諮問第204号による経済産業省生産動態統計調査の変更（令和9年1月分以降を対象とする調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和8年3月13日付け20260309統第4号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」のオで指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査対象の範囲の変更

調査対象の範囲の変更について、今回の調査品目の見直しは、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。）を踏まえたものであるとともに、本委員会として、令和7年5月16日付け諮問第193号の答申（以下「前回答申」という。）における本委員会の留意事項に対応し、行政上のニーズや結果の利活用の状況について関係者への意見照会をした上でなされたものであること等を確認できたことから、適当であると結論する。

ただし、今回の審議において、行政上のニーズや変更の検討過程を丁寧に確認することの重要性を改めて認識した。そのため、当面の間は、引き続き、本委員会において、そうした事項について確認することが重要であると付言する。

以下、詳細に、a 変更計画の内容、b 見直しの根拠となる統一基準の改定状況、c 前回答申における本委員会の留意事項、d 調査実施者における前回答申の留意事項への対応状況、e 本委員会の結論、f 本委員会における前回答申の留意事項の今後の取扱いに関する確認、の順に説明する。

a 本申請では、調査計画別表第1に掲げる生産品目について、表1のとおり、統一基準を踏まえた見直しを行い、現行の1,684品目から1,517品目とする計画である。

表1 統一基準を踏まえた調査品目の見直し

区分	統一基準の内容 (統一基準の該当部分)	調査品目例	変更数
新規採用	a. 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、調査が可能なもの(1(1)③iii)	紙管(紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報(その2)製品) 鉄粉・鉄系粉末、うち、粉末冶金用(鉄鋼月報(その7)製品)	+8 うち、 a. 採用基準 +3 b. 行政ニーズ等+5
	b. 上記に加えて、行政上必要な商品(1(1)③iii)	シリコンウエハ(回路形成済み)(機械器具月報(その15)製品) 半導体材料ガス、半導体製造用薬液(化学月報製品) 織物加工高、ニット生地加工高(繊維・生活用品月報(その3)生産(加工)内訳)	
統合	c. 基準(年間出荷額100億円)未満 かつ、類似商品との統合が可能なもの(1(1)③i)	「再生・半合成繊維糸」、「アクリル糸」、「ポリエステル糸」、「その他の合成繊維糸」 →「化学繊維紡績糸」 (繊維・生活用品月報(その1)製品)	▲131 うち、 c. 基準未満▲94 d. 秘匿 ▲37 ※基準未満と秘匿、両方当てはまる場合は、「基準未満」を優先してカウント
	d. 秘匿処理が必要な商品 かつ、類似商品との統合が可能なもの(1(1)③ii)	「はん用ガソリン機関3PS未満(2サイクル)」、「はん用ガソリン機関3PS未満(4サイクル)」 →「はん用ガソリン機関3PS未満」 (機械器具月報(その1)製品)	
削除	e. 基準(年間出荷額100億円)未満 かつ、類似商品との統合が困難なもの(1(1)③i)	避雷装置 旧(機械器具月報(その29)製品) 補聴器 旧(機械器具月報(その34)製品)	▲44 うち、 e. 基準未満▲33 f. 秘匿 ▲11
	f. 秘匿処理が必要な商品 かつ、類似商品と統合が困難なもの(1(1)③ii)	電気かみそり 旧(機械器具月報(その31)製品) 薄型テレビ 旧(機械器具月報(その34)製品)	
品目計			1,684→1,517品目 (▲167)

b 統一基準は、鉱工業の生産活動の実態に見合った調査品目の設定を行うため、年間出荷額による採否基準や秘匿処理が必要な品目の取扱い等を定めたものであり、平成14年調査の変更計画に係る統計審議会への諮問(平成13年9月14日付け諮問第277号)において経済産業省から提示されて以降、平成27年5月28日付け諮問第79号に対する答申や前回答申等においても、その内容が確認されてきたものである。今回の調査品目の見直しは、前回答申を受け、同年8月に改定が行われた、現行の統一基準を踏まえたものである。

c 本委員会は、前回答申において、下記①と②のそれぞれについて、留意することが望ましいとしている。

① 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること

② 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること

d このような点を踏まえ、今回の調査品目及び調査事項等の改正に当たって、経済産業省は、前回答申の留意事項の①と②のそれぞれについて、以下のように説明している。

① 全ての調査品目及び調査事項の改正案について、業界団体に対して意見照会を行い、その結果を踏まえて調整を行った。

② 鉱工業指数や国民経済計算の作成部署に対しても全ての変更内容について意見照会を行い、各経済指標への影響について問題ない旨の確認を得た。

e これらの調査品目の見直しに係る検討過程について、調査実施者からの説明があり、本委員会はこれについて確認を行った。

この結果、今回の調査品目の見直しは、前記のとおり、統一基準を踏まえたものであるとともに、行政上のニーズや結果の利活用の状況についても関係者への意見照会をした上でなされたものであることが確認できたことから、適当である。なお、関係者への意見照会の時期や内容について、より一層の透明性を確保することが望ましいとの意見がみられたことを付言する。

f これに関連して、後記の具体的な調査品目の変更、更には、調査票の統合等も含め、本委員会における今回の変更の確認過程においては、統一基準を踏まえた変更であるかの確認にとどまらず、個別の調査品目の統廃合等の変更が適切であるか、変更に伴い利活用への影響が生じているか、変更に係る検討内容及び検討プロセスについて対外的に透明性が確保されているか等について確認がなされ、その確認を踏まえて審議が行われた。行政上のニーズや変更の検討過程を丁寧に確認することの重要性が改めて認識された。

このようなことから、統一基準を踏まえた鉱工業の生産活動の実態に見合った調査品目の設定等の意義は認めつつも、現行の統一基準は令和7年に改定されて以来、運用開始から間もないことから、統一基準の運用に当たって、少なくとも当面の間は、このような確認が必要と考えられるような変更については、引き続き、本委員会において、行政上のニーズや変更の検討過程について確認することが重要であることも付言する。

イ 調査事項の変更

(ア) 調査品目の見直しに伴う調査事項の変更

調査品目の見直しに伴う調査事項の変更箇所は複数にわたるところ、本委員会においては、類型化した変更内容ごとに個別の変更例を取り上げ、前回答申の留意事項の①（前記

アc参照)を踏まえ、それぞれの変更例について、行政上のニーズや結果の利活用の状況に関する調査実施者からの説明内容の確認を行った。この結果、各変更内容について、変更することに特段の支障がないことを確認したことから適当であると結論する。

以下、詳細に、a 変更計画の内容、b 変更例の確認状況、c 本委員会の結論、の順に説明する。

a 本申請では、上記アの調査品目の見直し等に伴い、調査事項について、表2の例のとおり、変更する計画である。

表2 調査品目の見直しに伴う調査事項の変更

変更内容	現 行	変更案	変更理由
品目統合に伴う調査事項の廃止	<p>【機械器具月報(その2)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「破碎解体機」について、「生産」、「受入」、「出荷」、「月末在庫」を把握 ・「破碎機」について「生産」を把握 	<p>【機械器具月報(その2)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「破碎解体機」と「破碎機」を基準未満のため統合 ・「破碎解体機」と「破碎機」を統合し、統合後の「破碎機」について「生産」のみ把握(「受入」「出荷」「月末在庫」は廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「破碎機」は一般的に受注生産で一括生産される品目であるため、他事業所からの「受入」は基本的に発生しないことから「生産」のみを把握 ・統合される「破碎解体機」も、現在は主に受注生産されており、近年は「受入」、「出荷」の実績がゼロであり、「月末在庫」の実績もほとんどないことから、これらを廃止
	<p>【機械器具月報(その29)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」について、「生産数量(台数)」、「生産第2数量(容量(kVA))」、「生産金額」を把握 ・「低圧電力用・機器用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産金額」を把握 	<p>【機械器具月報(その13)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」を基準未満のため統合 ・統合後の「コンデンサ(電子機器用のものを除く)」について「生産数量」、「生産金額」を把握(「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量(容量(kVA))」は廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「低圧電力用・機械用コンデンサ」は製品規格にあまり差がない品目であるため、これまで「生産数量(台数)」のみ把握 ・統合にあたり「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」のみで把握していた「生産第2数量」については、報告者負担軽減の観点から廃止
	<p>【機械器具月報(その33)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル伝送装置」について、「生産数量」と「生産金額」を把握 ・「その他の搬送装置・付属装置(変復調装置を含む)」について、「生産金額」を把握 	<p>【機械器具月報(その14)製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置(変復調装置を含む)」を統合 ・統合後の「搬送装置」について「生産金額」を把握(「デジタル伝送装置」の「生産数量」は廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産する事業所数が少なく、秘匿解消のために「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置(変復調装置を含む)」を統合 ・統合される「その他の搬送装置・付属装置(変復調装置を含む)」には、装置本体だけでなく、付属装置が含まれるため、生産数量を調査することは困難 ・そのため統合後は「生産金額」のみを把握することで調整

変更内容	現 行	変更案	変更理由
調査品目の再編・統合	【機械器具月報（その28）製品欄】 ・「一般用エンジン発電機（3kVA以下）」 ・「一般用エンジン発電機（3kVAをこえ10kVA以下）」 ・「一般用エンジン発電機（10kVAをこえ200kVA以下）」 ・「一般用エンジン発電機（200kVAをこえるもの）」を把握	【機械器具月報（その12）製品欄】 ・「一般用エンジン発電機（75kVA以下）」 ・「一般用エンジン発電機（75kVAをこえるもの）」を把握 （機械器具月報（その12）の製品）	・現行区分では基準額に満たない項目が多く発生 ・基準を満たす条件を検討した結果、貿易統計の区分（75kVA以下及び超）に準じた区分とすることとし、業界団体にも時系列比較が不可能になることも含め調整
調査品目の範囲変更	【繊維物生産月報 生産内訳欄】 「毛織物」のうち「紡毛」について、用途別に「生産内訳」を把握（「毛織物」のうち「そ毛」については用途別の「生産内訳」を把握せず）	【繊維・生活用品月報（その1）用途別生産内訳欄】 「そ毛」と「紡毛」を合わせた「毛織物」の用途別の「生産内訳」の把握 （繊維・生活用品月報（その1）の生産内訳）	これまで「毛織物」のうち「紡毛」の「生産内訳」のみを把握してきたが、生産量の減少により調査品目の「そ毛」と「紡毛」を「毛織物」に統合することに伴い、「紡毛」の「生産内訳」のみを特掲して把握する必要性が低下したため

- b このうち、品目統合に伴う調査事項の廃止に関する変更の例である「破碎解体機」と「破碎機」の統合に伴う「受入」「出荷」「月末在庫」の廃止については、「破碎機」は受注生産で一括生産される品目であり、これらの調査事項の実績が全くない、又は、ほとんどないため、廃止しても支障がないことを確認した。

「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」の統合に伴う「生産第2数量（容量（kVA））」の廃止については、これまで、生産第2数量は「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」においてのみ把握されてきたものであり、仮に調査継続とした場合、品目統合によって「低圧電力用・機器用コンデンサ」のみを報告している事業所に新たに報告を求めることも考えられるところ、業界団体等への照会を通じ生産第2数量について利活用ニーズの低下が確認されており、報告者の負担軽減にも資することから、当該事項を廃止しても支障がないことを確認した。

また、今般の「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」との統合については、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の出荷額が100億円を下回ることで、報告者である生産事業所数が減少傾向にあり将来的に秘匿処理が必要となる可能性があることから統一基準を踏まえて行うものと調査実施者から説明があったところ、このような状況に加えて、業界団体等への照会を通じて利活用状況や回答の可能性について確認されていることから、統合しても支障がないことを確認した。

一方、今後、人工知能（Artificial Intelligence。以下「AI」という。）の普及に伴うデータ・センターの増加等によって、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の需要が増加する可能性もないとは言えないことから、統合後も、そのすう勢を確認し、必要に応じた見直しを図ることが重要であるという意見が示された。

調査品目の再編・統合に関する変更の例である「一般用エンジン発電機」の区分変更については、区分変更に伴い時系列比較が困難となる。しかしながら、この変更については、①現行の4区分から2区分への統合であり報告者負担軽減となる、②貿易統計との整合性が向上することが確認できたとともに、ユーザーである一般用発電機を所管する業界団体と調整済である、ことから区分変更しても支障がないことを確認した。

調査品目の範囲変更に関する変更の例である「毛織物」の用途別「生産内訳」の変更については、「そ毛」のみを報告している事業所においては、品目の統合によって、これまで把握していなかった用途別内訳の報告が新たに求められることとなり、報告者負担が増加することとなる。しかしながら、この変更については、毛織物を所管する業界団体として生産の内訳情報を継続して把握したいとの強い要望があり、その変更内容について了承を得ていることから、この変更について支障がないことを確認した。

- c このような個別の例に対する確認を通じ、類型化した各変更内容について審議を行い、いずれの変更内容についても支障がないことを確認したことから、今回の変更については適当である。

(イ) その他の調査事項の整理・見直し

前記(ア)以外の調査事項の整理・見直しについて、今回の変更箇所は多数であることから、本委員会においては、類型化した変更内容ごとに個別の変更例を取り上げ、前回答申の留意事項の①(前記アc参照)を踏まえ、行政上のニーズや結果の利活用の状況について、説明を求めることとした。この結果、支障がないことを確認したことから適当であると結論する。あわせて、前記ア及びイの変更について、報告者及び利用者に対して変更内容を丁寧に周知する必要があることを今後の課題に掲げることとしたい。

以下、詳細に、a 変更計画の内容、b 変更内容ごとの確認状況、c 本委員会の結論、d 今後の課題、の順に説明する。

- a 本申請では、前記(ア)のほか、表3の例のとおり、生産内訳の変更等を行う計画である。

表3 その他の調査事項の整理・見直し

内容	現 行	変更案	変更理由
生産内訳の変更	【染色整理月報 製品】 調査品目別に、生産(加工高)の内訳の詳細(精練・漂白品、浸染品、なっ染品及び整理)を把握	【繊維・生活用品月報(その3) 生産(加工)内訳】 調査品目別に、加工高の総額を把握し、調査品目を統合した「織物」、「ニット生地」については、引き続き生産内訳別の加工高を把握	秘匿が多く発生していることから、秘匿を解消し結果表章を可能とするため
受入内訳の変更	【機械器具月報(その31) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」を「国内」と「国外」に分けて把握	【機械器具月報(その2) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」のみ把握(「国内」、「国外」を廃止)	「国内」、「国外」の内訳については、かつて海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生

内容	現 行	変更案	変更理由
			産の割合等を分析するため把握することとなっていたが、現在は、使用に関する実績がなく、行政ニーズ等が低下したため
労務欄 の変更 (従業員 数調査)	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・ 有機薬品部門 【石油化学製品月報】 ・ その他の石油化学製品部門	【化学月報】 有機薬品・その他の石油化学製品部門	石油化学製品月報の労務欄は、行政上のニーズを踏まえ、合成ゴム部門を除き、他の月報の類似の部門と合算した数値を公表するとともに、別途、石油化学製品部門の合計値を公表してきたところ、今回、関係する月報が統合されたことを踏まえ、現行の公表区分に合わせた調査区分に再編するため（なお、石油化学製品部門の合計値は廃止）
	【石油化学製品月報】 ・ プラスチック部門 【プラスチック月報】 ・ プラスチック部門	【化学月報】 プラスチック部門	
	【コールドタール製品・環式中間物及び合成染料月報】 ・ コールドタール製品・環式中間物及び合成染料部門 【石油化学製品月報】 ・ 環式中間物部門 ・ 芳香族製品部門	【化学月報】 その他の化学製品部門	・ 生産活動が減少し、継続的に秘匿措置を講じているため
	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・ 写真フィルム部門	(廃止)	
調査品 目の名 称変更	・「トンネル掘進機」	・「掘削機（ショベル系を除く）」 (機械器具月報（その2）の製品)	経済センサスの分類名に合わせるため
	・「自動車用電球」	・白熱電球（自動車用） (機械器具月報（その2）の製品)	「白熱電球（自動車用以外）」と区別するため
	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (以下略)	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (機械器具月報（その2）の製品) (以下略)	分かりやすくするため、単位の表記を変更
	・タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門	・タフテッドカーペット・不織布部門 (繊維・生活用品月報（その2）の製品)	「フェルト」の品目廃止に伴う名称変更
	・ニット・衣服縫製品部門	・ニット・織物製衣服部門 (繊維・生活用品月報（その4）の製品)	品目統合に伴う名称変更
	・中質繊維板	・乾式繊維板 (窯業・建材月報（その3）の製品)	品目統合に伴う名称変更

b 生産内訳の変更については、現在、秘匿の必要性が生じ、表章がなされていない調査結果について、一定の表章を可能とするためのものであり、この変更について支障がないことを確認した。

受入内訳の変更については、調査事項を設定した当時は、特定の品目において国内生産から海外生産へと移転を進める動きがあり、海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を把握する行政ニーズ等があったものの、海外生産への移転が一巡したことにより、そのニーズが低下したことを踏まえて変更するものであ

り、この変更について支障がないことを確認した。

労務欄の変更については、調査票様式の変更に伴う再編であり、時系列比較等の観点も含め、この変更について支障がないことを確認した。

調査品目の名称変更については、関連統計との整合性向上及び分かりやすい表記への見直しを図るものであり、この変更について支障がないことを確認した。

c このように類型化した各変更内容について審議を行い、いずれの変更内容についても支障がないことを確認したことから、今回の変更については適当である。

d ただし、ここで、前記ア及びイの変更は、i) 報告者の回答、ii) 利用者における過去データとの接続、に影響を与えることから、報告者や利用者に対して変更内容を丁寧に周知する必要がある、この点については、後記3の「今後の課題」に掲げることとした。

ウ 調査票の統合

調査票の統合については、前回答申の留意事項の②（前記ア c 参照）を踏まえて、報告者負担の軽減の観点からの効果も含め、変更の効果について調査実施者に対して説明を求めることとした。この結果、報告者負担について、極めて限定的な報告者については記入負担の軽減が図られるものの、多くの報告者については逆に負担が増える可能性があることを確認した。しかしながら、調査実施者の業務体制の見直しを行わざるを得ない事情がみられたことから、安定的な調査実施を継続するため、今回の調査票統合はやむを得ないと結論する。そのため、調査票の統合等を受けて、多くの報告者はその影響を受けることから、報告者に対する支援を行う必要があることを今後の課題に掲げることとした。

以下、詳細に、a 変更計画の内容、b 調査実施者による変更の理由等、c 本委員会の結論、d 今後の課題、の順に説明する。

a 本申請では、現行の 109 種類の調査票を、報告者や調査品目等の内容を勘案し、表 4 のとおり、55 種類の調査票に統合する計画である。また、統合に併せて、オンライン調査について、現行の Excel 調査票から、HTML 形式に変更することを計画している^(注)。

(注) 経済産業省は、今回の変更によって統合を行う調査票及び繊維・生活用品月報（その3）の15調査票について、まずはHTML形式に切り替え、令和12年調査を目的に、全ての調査票をHTML形式に切り替える予定であるとしている。

表4 統合による調査票数の変化

調査票分野	現 行	変更案
非鉄金属・金属製品	25	15
機械	39	19
窯業・建材	9	3
紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品	9	7
化学	11	2
繊維・生活用品	13	6
鉱業・石油製品・石炭製品	3	3
全体	109	55

b この変更の背景について、経済産業省は、本調査は調査票ごとに業務体制が構築されており、調査票の種類に応じたリソース配分が求められているところ、人的・予算的リソースの制約が年々厳しさを増す中、現行の109種類の調査票を軸とした業務運用では統計精度を確保しつつ調査を継続することが限界に近づいている事情があるとしている。そして、業務の基盤である調査票の種類を大幅に削減し、効率的かつ精度の高い統計作成を持続することが可能な業務体制を構築するために今回の変更を行うものであるとしている。調査票統合の効果としては、一時的にシステム改修等の負担が生じるものの、中長期的には調査用品の整理や審査業務の集約化等を通じた各統計作成プロセスの効率化が進展し、管理コストの大幅な削減が見込まれるとしている。

また、本調査では、令和7年調査においてオンライン回答率が87.9%に達しており、報告者の約9割がオンラインで回答している状況にある中、複数の調査票が割り当てられた報告者においては調査票を個別にダウンロードした上で回答を入力し、個別に送信する手間が生じているところ、調査票の統合により、そうした報告者の記入負担の軽減が図られるとしている。さらに、現行のExcel調査票はエラーチェックのためのマクロが報告者側のセキュリティチェックにかかり使いづらいという問題が生じていることから、HTML形式への変更により、こうした問題を解消し、報告者にとってより使いやすい電子調査票を構築できるとしている。

一方、今回の調査票統合に伴い、一部の調査票において調査品目のプレプリントを取り止め、報告者が調査品目一覧表から転記する方法に変更することとしているが、これにより報告誤りが誘発される可能性がある。このことから、経済産業省は、誤記入を防止するため、調査品目表には、品目番号と品目の略称を一体にした「回答時品目名称」を設けて、これを報告者に記入してもらうこととしている。

c これらについては、多くの報告者については調査票の枚数に変更は生じないものの、一部調査票において調査品目一覧表からの転記式に変更されることで、むしろ回答の手間が増える可能性がある。一方で、一部の報告者については、回答する調査票数の減少や電子調査票の使い勝手の改善により記入負担の軽減が図られるものと認められる。加えて、今回

の調査票統合は、前記bのとおり、精度の高い統計を安定的かつ継続的に提供するため、業務体制の見直しを迫られて行う変更であることから、変更することはやむを得ないと判断する。

d ただし、以下の点については、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

- ① i) 従前より単一の調査票に回答を行ってきた報告者のうち当該調査票に統合が生じた者、ii) 調査票の統合後も回答する調査票数に変化がない者、は多数存在する。このような者は、一部調査票において調査品目一覧表からの転記式に変更されることで、むしろ回答の手間が増える可能性がある。このことから、変更内容の丁寧な周知及び入力支援等のサポートを適切に講じること。
- ② 調査票の統合によるオンライン調査票の Excel 形式から HTML 形式への移行に伴い、i) 回答数値を Excel 調査票に自動転記・入力すること等のために報告者が従来構築してきた社内システム、ii) Excel 調査票を複数部署に回付する入力方法、の見直しを余儀なくされる場合がある。このことから、調査票イメージの事前周知や Excel 形式と HTML 形式の項目対応関係を示す資料の提供等、丁寧な移行支援を行うとともに、回答データをファイル形式でアップロードして提出できる等の仕組みの実装についても、将来的な検討を進めること。

エ 集計事項の変更

集計事項の変更については、あくまでも調査計画に添付している集計事項の記載ぶりの変更であり、調査結果である集計の内容そのものを変更しようとするものではなく、この記載ぶりについては前記ウの調査票の統合に沿って適切に整理されていることから、適当と結論する。

以下、詳細に、a 変更計画の内容、b 調査実施者による変更の理由等、c 本委員会の結論、の順に説明する。

- a 本申請では、調査計画別表第3に掲げる月報（確報）及び年報の集計事項の記載ぶりについて、これまで業種別で整理していたものを分野別に整理するよう変更する計画である。
- b この変更について、経済産業省は、あくまで調査計画における集計事項の記載ぶりを変更するに過ぎず、今回の調査票の再編・統合に伴い、統合後の調査票が複数の「業種」にまたがる場合が生じ、現行の表形式では集計事項を正確に整理することが困難となったことから、分野別に整理を改めるものであって、これまで調査品目単位で調査結果として公表している月報（確報）と年報の内容には影響しないとしている。
- c これについては、調査結果である集計の内容そのものを変更しようとするものではなく、前記ウの変更に伴って集計事項の記載ぶりを変更するものであり、前記ウの変更内容に沿って適切に整理がなされていることから適当である。

オ 申請書類の誤りに係る修正

申請書類の誤りについては、修正する必要があることを指摘するとともに、申請書類の作成・確認体制の見直しについて今後の課題に掲げることとしたい。

以下、詳細に、a 申請書類の誤りに係る修正の内容及び指摘、b 誤りが生じた原因及び対策、c 今後の課題、の順に説明する。

a 本申請に係る申請書類（別表第1 新旧対照表、別表第2 調査品目新旧対照表、別表第1 変更後、別表第2 変更後）において、調査票名、調査事項、調査範囲等の記載が申請すべき内容と一致していない箇所が合計 65 箇所あることから、別紙のとおり、修正する必要があることを指摘する。

b これらの誤りについては、変更内容に関して網羅したマスター情報の整備が不十分であったこと等から生じたものであり、確認のためのマスター情報の十分な整備や誤りの確認に当たって、各調査票担当者以外の職員におけるダブルチェックや、過度に AI に依存しないようにした上で AI を適切に用いたチェックが重要であることが確認できた。

c これらのことを踏まえ、今後、同様の誤りが生じないよう、申請書類の作成・確認体制の見直しについて、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

2 前回答申における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況

(1) 「今後の課題」への対応状況

今後の課題の対応状況については、過去のデータとの接続作業を支援するための情報が適切に提供されており、結果の利活用に支障が生じないよう対応が行われたと認められることから、適当と結論する。

以下、詳細に、a 今後の課題の内容、b 調査実施者による今後の課題の対応状況、c 本委員会の結論、の順に説明する。

a 本委員会は、前回答申において、以下の課題を示している。

今回の集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更されることから、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障が生じないよう、丁寧な対応を行うこと。

b これについて、経済産業省は、令和7年12月26日に利活用ツールファイル、速報公表品目の新旧対応表及び公表内容の変更を踏まえた表章のイメージをホームページに掲載するとともに、令和8年1月30日に速報公表品目の新旧対応表を掲載したとしている。

c これについては、利用者において前月比・前年同月比増減率等の数値の算出が可能となるよう、公表数値を加工・集計するためのツールや、過去のデータとの接続作業を支援するための情報が適切に提供されており、結果の利活用に支障が生じないよう対応が行われたと認め

られることから、適当である。

なお、審議の過程においては、利活用ツールが一定程度活用されていることは認められるものの、ツールの認知度向上や利活用の促進に向けて、業界団体や報告者との接点を活用した継続的な周知・広報に努めるとともに、利用者からの問い合わせや意見を適宜把握しツールの改善に反映していくことが重要であるという意見が示された。

(2) 前回答申における「留意すべき事項」への対応状況

留意事項への対応状況については、前記アからウまでのとおり、業界団体との調整等について、一定の対応が認められることから、適当と結論する。

以下、詳細に、a 留意事項の内容、b 調査実施者による留意事項の対応状況及び委員会の結論、の順に説明する。

a 本調査については、前回答申において、以下の事項が留意すべき事項として示されている。

今後の調査計画の変更の検討に当たっては、「統一基準」の内容を踏まえつつ、以下の点についても併せて留意することが望ましい。

- (1) 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること
- (2) 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること

b これらについて、経済産業省は、前記アからウまでのとおり今回の改正案の作成に当たり、業界団体との調整、省内や内閣府との協議を踏まえるとともに、変更申請に当たりパブリックコメントを実施し意見聴取を行ったとしており、一定の対応が認められることから適当である。

3 今後の課題

(1) 調査品目・事項の変更内容の周知について

前記1(2)ア・イのとおり、調査品目・事項の変更内容について、i) 報告者の回答、ii) 利用者における過去データとの接続、に影響を与えることから、調査票の回答や調査結果の利用を適切に行うことができるよう、報告者や利用者に対して変更内容を丁寧に周知すること。

(2) 調査票の統合が報告者に対して与える影響への対応について

前記1(2)ウのとおり、調査票の統合に伴い報告者の回答方法に変更が生じることから、以下の対応を適切に講じること。

- ① i) 従前より単一の調査票に回答を行ってきた報告者のうち当該調査票に統合が生じた者、ii) 調査票の統合後も回答する調査票数に変化がない者、は多数存在する。このような者は、一部調査票において調査品目一覧表からの転記式に変更されることで、むしろ回答の手間が増える可能性がある。このことから、変更内容の丁寧な周知及び入力支援等のサポートを適切に講じること。

② オンライン調査票のExcel形式からHTML形式への移行に伴い、i) 回答数値をExcel調査票に自動転記・入力すること等のために報告者が従来構築してきた社内システム、ii) Excel調査票を複数部署に回付する入力方法、の見直しを余儀なくされる場合がある。このことから、調査票イメージの事前周知やExcel形式とHTML形式の項目対応関係を示す資料の提供等、丁寧な移行支援を行うとともに、回答データをファイル形式でアップロードして提出できる等の仕組みの実装についても、将来的な検討を進めること。

(3) 申請書類の作成・確認に当たっての体制・方法の見直しについて

前記1 (2) オのとおり、①変更内容に関するマスター情報を作成し、調査計画や調査票等の資料との整合性を確認すること、②担当者以外の職員によるダブルチェックに加え、AIを適切に用いたチェックを実施すること、など、申請書類の作成・確認に当たっての体制・方法を見直すこと。